

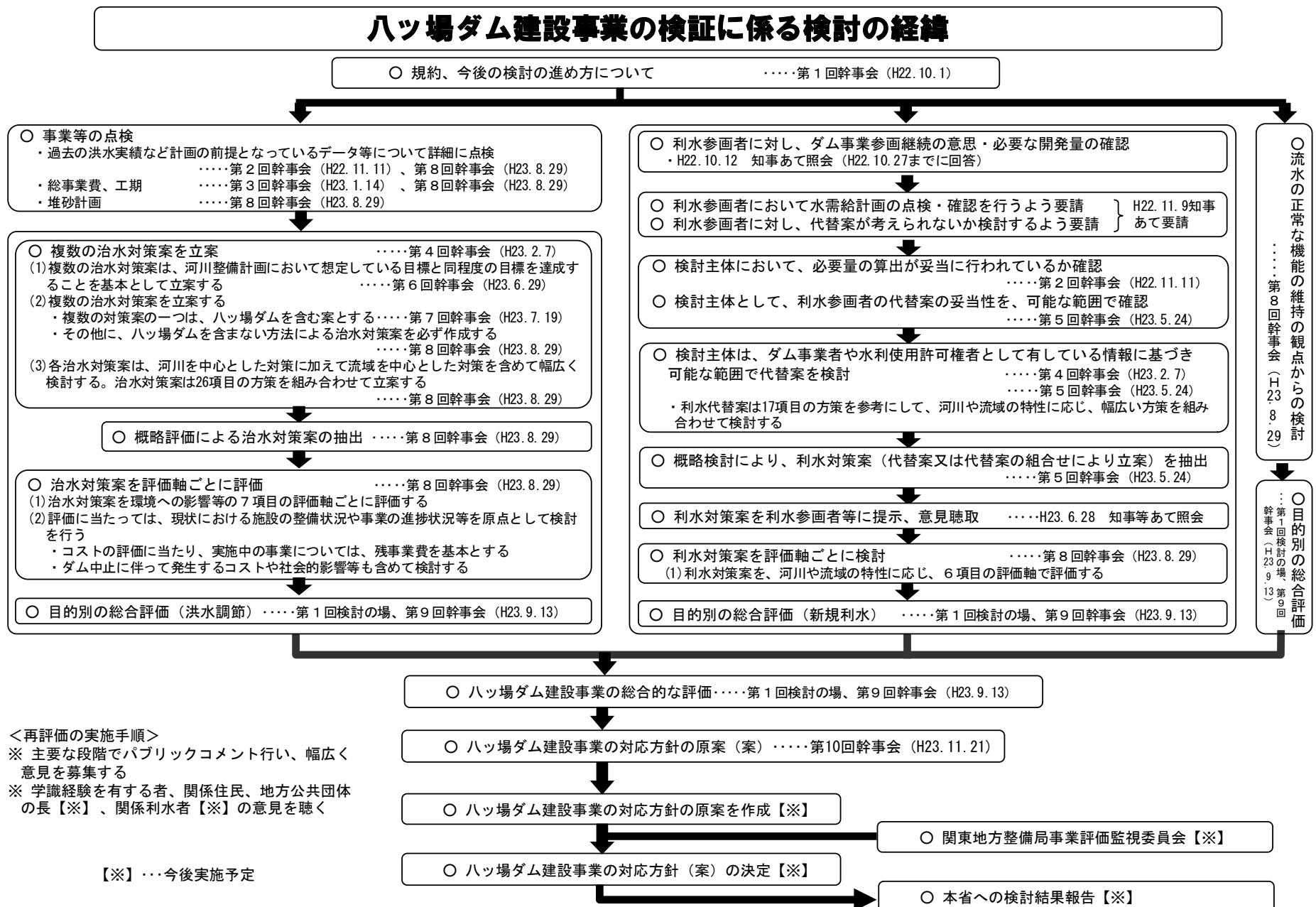
1. 検討経緯

八ッ場ダム建設事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から関東地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「検証要領細目」という。)に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

関東地方整備局では、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）」に基づき、八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成22年9月27日に設置し、平成22年10月1日に同幹事会（以下「幹事会」という。）を開催し、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表1-2-2に示すとおり計8回の幹事会を開催し、平成23年9月13日に第1回検討の場と第9回幹事会を合同に開催し、八ッ場ダム建設事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の3つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

そして、これまでの検討結果を取りまとめた「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「本報告書（素案）」という。）を作成し、平成23年10月6日から11月4日までの30日間、本報告書（素案）に対するパブリックコメントを実施し、平成23年11月4日には、学識経験を有する者の意見聴取を行い、平成23年11月6日から8日までの3日間、利根川流域内の4会場において関係住民の意見聴取を行った。

また、関係地方公共団体の長、及び関係利水者へ本報告書（素案）に対する意見聴取を事前協議として行った。これらを踏まえた「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「本報告書（原案）案」という。）を作成したところである。



1.1 検証に係る検討手順

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討（以下「ハッ場ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2.に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については3.示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

次に、ハッ場ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、評価軸ごとの評価、利水等の観点からの検討及び目的別の総合評価の検討を行い、最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行った。これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

①複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは、ハッ場ダムを含む案として、その他にハッ場ダムを含まない方法による治水対策案を立案し、概略評価による治水対策案の抽出を行った（その結果等は4.2.1～4.2.4に示すとおりである）。

②評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した5案の治水対策案について、7つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は4.2.5及び4.5.1に示すとおりである）。

1.1.2 新規利水

治水（洪水調節）と同様に検証要領細目第4に基づき、新規利水の観点から検討を行った。

①利水参画者に対する確認・要請

利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思及び必要な開発量の確認を平成22年10月12日付公文書にて行い、次いで、利水参画者において水需給計画の点検・確認及び利水参画者に対し代替案が考えられないか検討するよう要請を平成22年11月9日付公文書にて行い、利水参画者から回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した（その結果等は4.3.1及び4.3.2に示すとおりである）。

②複数の利水対策案の立案、概略検討による利水対策案の抽出

ダム事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討を行った後、概略評価により、利水対策案（代替案又は代替案の組合せにより立案する。）の抽出を行った（その結果等は4.3.3.1及び4.3.3.2に示すとおりである）。

③複数の利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取

概略検討により抽出した5案の利水対策案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成23年6月28日付公文書にて行い、利水参画者から回答を得た（その結果等は4.3.3.3に示すとおりである）。

④評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した5案の治水対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は4.3.3.4及び4.5.2に示すとおりである）。

1.1.3 流水の正常な機能の維持

新規利水と同様に検証要領細目第4に基づき、流水の正常な機能の維持の観点から検討を行った。

①複数の利水対策案（流水の正常な機能の維持）の立案、概略評価による利水対策案の抽出

流水の正常な機能の維持の観点から、八ッ場ダムの建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、概略評価により6案の抽出を行った（その結果等は4.4.3及び4.4.4に示すとおりである）。

②評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した6案の対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は4.4.5及び4.5.3に示すとおりである）。

1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、八ッ場ダムに関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.6に示すとおりである。

1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析については、洪水調節に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。また、流水の正常な機能の維持に関する便益の算定にあたっては、仮想的市場評価法により算定を行った（その結果等は5.に示すとおりである）。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

八ヶ場ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成22年9月27日に設置し、平成23年11月21日までに検討の場を1回、幹事会を10回開催した（その結果等は6.1に示すとおりである）。

表 1-2-1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	茨城県知事	茨城県 企画部長
	栃木県知事	茨城県 土木部長
	群馬県知事	栃木県 県土整備部長
	埼玉県知事	群馬県 企画部長
	千葉県知事	群馬県 県土整備部長
	東京都知事	埼玉県 企画財政部長
	古河市長	埼玉県 県土整備部長
	足利市長	埼玉県 企業局長
	館林市長	千葉県 総合企画部長
	藤岡市長	千葉県 県土整備部長
	長野原町長	東京都 都市整備局長
	東吾妻町長	東京都 建設局長
	加須市長	東京都 水道局長
	野田市長	
	江戸川区長	
検討主体	関東地方整備局長	関東地方整備局河川部長

表 1-2-2 検討の場実施経緯

(平成 23 年 11 月 21 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 27 日	検討の場を設立	・「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ（案）」に基づき設立
9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から関東地方整備局長に指示
10 月 1 日	第 1 回幹事会	・規約について ・今後の検討の進め方について
11 月 11 日	第 2 回幹事会	・検証に係る検討の今後の予定 ・雨量データ及び流量データの点検の進め方 ・基本高水の検証の進め方 ・利水参画継続の意思及び開発量について
平成 23 年 1 月 14 日	第 3 回幹事会	・総事業費・工期の点検（中間報告） ・利根川水系の八斗島地点における基本高水の検証（中間報告）
2 月 7 日	第 4 回幹事会	・複数の治水対策案・利水対策案の立案について（報告） ・利根川水系八斗島地点における基本高水検証の検討状況について（報告）
5 月 24 日	第 5 回幹事会	・検証に係る検討の今後の予定 ・利水参画者の必要な開発量の確認結果（案） ・利水参画者に対する代替案の検討要請の結果（案） ・概略検討による利水対策案について（案）
6 月 29 日	第 6 回幹事会	・利根川水系の基準地点八斗島上流における新たな流出計算モデルの構築（案）について ・ハッ場ダム検証における河川整備計画相当の目標流量について
7 月 19 日	第 7 回幹事会	・複数の治水対策案のうちハッ場ダムを含む案について
8 月 29 日	第 8 回幹事会	・事業等の点検結果 ・治水対策案を評価軸ごとに評価 ・利水対策案を評価軸ごとに評価 ・流水の正常な機能の維持の対策案を評価軸ごとに評価
9 月 13 日	検討の場（第 1 回） 第 9 回幹事会	・ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討の経緯 ・ハッ場ダム建設事業の目的別の総合評価（案） ・ハッ場ダム建設事業の総合的な評価（案） ・意見聴取等の進め方
11 月 21 日	第 10 回幹事会	・パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられた意見に対する検討主体の考え方 ・「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案

1.2.2 パブリックコメント

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対するパブリックコメントを平成23年10月6日から11月4日までの30日間実施し、全国から延べ5,963人のご意見を頂いた。

1.2.3 意見聴取

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階でパブリックコメントを行った上で、学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取を実施した。

今後、地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

1.2.4 事業評価

今後、関東地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の審議を経て、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場及び幹事会、パブリックコメントの実施について、全て、事前に報道機関に記者発表するとともに、関東地方整備局ホームページで公表した。
- ・検討の場及び幹事会は、原則として報道機関に公開及び傍聴希望者には中継映像により公開するとともに、関係資料、議事録を速やかに公表するよう努めた。